（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条　法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三　特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

四　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

五　前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条　法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二　法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限

第十三条を第十七条とする。

第十二条第一項中「様式第二」を「様式第三」に改め、同項第一号中「法人にあっては」を「法人にあっては、」に改め、同項第四号中「範囲」を「場所」に改め、同条第二項中「があったときは、当該申請に係る土地が次の各号」を「に係る同項第四号の土地の場所が次」に改め、「限り」の下に「、当該土地の場所について」を加え、同項第三号中「規定する鉱山」の下に「（以下この号において「鉱山」という。）」を加え、「鉱山のうち」を「鉱山の敷地であった土地（」に、「若しくは同法」を「又は同法」に、「土壌汚染」を「土壌の特定有害物質による汚染」に、「の敷地であった土地」を「に限る。）（第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。）」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条を第十六条とする。

第十一条中「第五条から第七条まで及び第九条」を「第六条から第八条まで及び第十条」に、「行われている」を「行われた」に改め、「ことができる」を削り、同条を第十五条とする。

第十条第一項中「第五条から第七条まで又は前条」を「第六条から第八条まで」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同項第二号中「第十八条第一項又は第二項の基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改め、同項第三号中「第七条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準」に改め、同項第四号を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第三条第二項第一号」を「第三条第六項第一号」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「第十八条第一項及び第二項の基準」を「第二溶出量基準又は土壌含有量基準」に改め、同項第一号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、「（前条第一項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。）」を削り、同項第二号中「第四条第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、「（前条第一項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。）」を削り、同項第五号中「第七条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の見出し中「都道府県知事」を「土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における施設」に改め、同条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「実施される土壌汚染状況調査の結果」を「土壌汚染状況調査を行う場合において」に、「前条第一項又は第二項」を「前条」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準又は第二溶出量基準」に、「土地がない場合」を「土地がないとき」に改め、同項第一号イ中「汚染土壌（第十八条第一項の基準」を「基準不適合土壌（土壌溶出量基準」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、同号ロ中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「深層までの土壌の採取」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壌の採取」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合　第八条第二項第一号の土壌

(2)　試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合　次に掲げる土壌（(ｲ)にあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）

(ｲ)　汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）

(ﾛ)　深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(ﾊ)　帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

第九条第一項第二号イ中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、同号ロ中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「深層までの土壌の採取」を「前号ロの土壌の採取」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同号ロに係る部分に限る。）の規定による」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、「（前条第一項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。）」を削り、同項第四号中「第四条第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による」に、「第十八条第一項及び第二項の基準」を「土壌溶出量基準及び土壌含有量基準」に改め、「（前条第一項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。）」を削り、同項第五号中「第七条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の見出し中「都道府県知事」を「土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における施設」に改め、同条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「実施される土壌汚染状況調査の結果」を「土壌汚染状況調査を行う場合において」に、「前条第一項又は第二項」を「前条」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準又は第二溶出量基準」に、「土地がない場合」を「土地がないとき」に改め、同項第一号イ中「汚染土壌（第十八条第一項の基準」を「基準不適合土壌（土壌溶出量基準」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、同号ロ中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「深層までの土壌の採取」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壌の採取」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合　第八条第二項第一号の土壌

(2)　試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合　次に掲げる土壌（(ｲ)にあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）

(ｲ)　汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）

(ﾛ)　深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(ﾊ)　帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

第九条第一項第二号イ中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、同号ロ中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「深層までの土壌の採取」を「前号ロの土壌の採取」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同号ロに次のように加える。

2　前項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一　単位区画のすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域

二　単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号ロの土壌の採取を行い、採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該調査対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域